

## 事故が発生した際の緊急対応（マニュアル）要綱

第1条 この要綱は、社会福祉法人わかば会が経営する施設（以下「施設」という）で発生した場合に緊急に対応しなければならない事項を定めることを目的とする。

第2条 この要綱で想定する事故は、次のとおりとする。

- (1) 火災による事故
- (2) 風水害による事故
- (3) 地震による事故
- (4) 交通事故
- (5) 集団食中毒事故
- (6) 伝染病事故
- (7) 長時間の停電等の事故
- (8) 負傷

第3条 事故発生の際は、施設長（管理者）の指示に従わなければならないが、緊急の際は人命救助を最優先とし、現場の職員の判断によりの確に処理を行うことを原則とする。

施設長不在又は施設長到着までの責任者は、次のとおりとする。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 火災による事故    | 防火管理者        |
| (2) 風水害による事故   | 防火管理者        |
| (3) 地震による事故    | 防火管理者        |
| (4) 交通事故       | 安全運転管理者      |
| (5) 集団食中毒事故    | 管理栄養士（※委託業者） |
| (6) 伝染病事故      | 看護師          |
| (7) 長時間の停電等の事故 | 事務担当         |
| (8) 負傷         | 看護師          |

第4条 事故が発生した際、確認した職員は、初期措置を行うと共に、責任者に連絡し、責任者は、施設長に報告し指示を受けなければならない。ただし、施設長不在の場合は、責任者が直接指示することができる。かつ、責任者も不在の場合は、上司の指示によるものとする。

施設長は、事故発生の状況を速やかに理事長に報告しなければならない。

全ての事故について、家族及び関係者機関に報告しなければならない。

第5条 事故発生の際の緊急対応については、別紙に定める要綱による。

### 附則

- 1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

## 火 災 発 生 時 緊 急 対 応

課 題 農園芸等の外部作業、あるいは通院等により人員の把握が出来にくい。  
また、作業部門によっては館内放送の聞こえにくい場所もあり、避難誘導が徹底されない状況も想定される。

### 想 定 ( 1 ) 平日の作業中、非常ベルが作動した場合

確 認 非常ベルが作動した場合、事務所にいる職員は表示された出火場所を放送により近くの職員に確認させるとともに、複数の場合はそのうち 1 名が「受話器・消化器」を、1 名の場合は「消化器」を持って出火場所の確認に向かう。

報 知 出火の場合は「火事だ」「火事だ」と火災の発生を知らせるとともに大声で避難を促す。

初期消火 出火を確認した職員及び消火担当職員は初期消火を行う。

通 報 通報担当職員は自動火災通報装置により、消防署へ通報する。

避難誘導 出火場所を確認した職員は館内放送により安全が確保できる場所(一次避難場所)に避難を促すとともに担当職員は安全に避難できるよう誘導を行う。

人数確認 棟長は避難したものの人数を確認する。

救出救護 救出救護の担当者は避難誘導の担当者と協力して自力避難の出来ない者や体調不良等により逃げ遅れの者の救出にあたりるとともに負傷者の応急処置を行う。

避難確認 トイレ等人目に付かない場所を確認しマーキングする。

報 告 全員の避難が確認できたら総合指揮者に報告する。

消 火 栓 初期消火で消火できなかった場合、3 名 1 組となって屋内消火栓により火点に放水する。

非常持出 担当者は予め指定されていた書類を屋外の安全な場所に持ち出す。

非常召集 通報担当者は休暇中の職員を招集する。

避難移動 利用者を二次避難場所あるいは安全が確保できる場所に移動させる。

職員避難 棟内に煙が充満した場合は、指揮者の命令により職員も棟内から出る。

消防隊到着 消防隊が到着したら、総合指揮者は出火場所、利用者数等を報告する。

以下消防隊の指示に従う

### 想 定 ( 2 ) 平日の作業中、職員が直接出火を確認した場合

報 知 発見者は大声で出火場所を知らせるとともに、近くの火災報知器のボタンを押し園内の非常ベルを作動させる。

以下想定 ( 1 ) に同じ

### 想定（3） 夜間・休日、非常ベルが作動した場合

**確認** 宿直者・夜勤者は表示された出火場所を確認する。

**報知** 出火の場合は「火事だ」「火事だ」と火災の発生を知らせるとともに大声で避難を促す。

**初期消火** 延焼拡大を防止する為、宿直者・夜勤者は初期消火を行う。

**通報** 宿直者・夜勤者は自動火災通報装置により、消防署へ通報する。

以下想定（1）に同じ

### 想定（4） 夜間・休日、直接発見した場合

**報知** 宿直者・夜勤者は大声で出火場所を知らせるとともに、近くの火災報知器のボタンを押し園内の非常ベルを作動させる。

以下想定（3）に同じ

### 鎮火後の措置

**理事会の招集** 12時間以内に緊急理事会を招集する。

**仮入居場所の確保** 美郷町へ仮入居の場所についての協力要請を行い、速やかに移動する。

**給食の確保** 当面の給食については、委託業者に協力要請を行う。

**関係機関への連絡** 関係市町村へ状況報告する。

**家庭への連絡** 各家庭へ連絡し緊急集会を召集し、一時帰省者等の要請を行う。

### 防火対策

「消防計画」に基づいて行う

火災発生時の初動措置図を参照の事

## 風 水 害 時 緊 急 対 応

**課題** 敷地が造成地であり、敷地の崩壊が想定される。建物は鉄筋コンクリート造りであり、甚大な被災は想定されない。

**予想** テレビ等により、台風情報、大雨情報に注意し予想される場合は、職員は待機する。

**予防** 敷地の崩壊が予想される場合は、シートで覆う等の措置を行う。  
発電機 2 台を予め確保し、燃料を満杯にしておく。  
ポリ容器 50 個に飲料水を確保する。

懐中電池を十分に確保する。

施設が被災した場合

**敷地の崩壊** なるべく離れた安全な場所に避難する。

**建物の破壊** 窓ガラス等が破損又は、屋根が破損した場合は、応急措置を行い被災した部屋は入室禁止とする。

**職員非常召集** 夜間の場合、施設長に連絡し、職員又は近隣職員を非常召集する。

**被害拡大** 山崩れにより土砂が建物に流入した場合は、速やかに町に通報し対策を要請する。

**事後措置** 天候の回復を待って、建設業者に依頼し、応急復旧を行う。

**関係機関への報告** 各市町村並びに島根県障害者福祉課へ状況を報告する。

**家族への連絡** 各家族に状況を報告し、必要な場合は会を招集し、協力要請をする。

## 地震事故の際の緊急対応

**課題** 造成地であり敷地の崩壊が予想される

長時間の停電等が想定されるので、これらについては、該当の対応に準じて行う。

## 交通事故時緊急対応

**課題** 利用者を乗せる機会が多く、一回の事故で多数の負傷者が出ることが予想される。

人命救助を最優先とし、直ちに救急車を要請する。現場を離れられない場合は、他の車に応援を求めて、消防署、警察署へ連絡してもらう。

出血がある場合は、救急車が到着するまでの間、止血等の処置を行う（負傷した場合の対応に準ずる）。

救急車で搬送後は、現場に残り、安全運転管理者に連絡し、現場検証に立ち会う。

## 集団食中毒事故

**課題** 集団的・突発的に発生することが多いので、緊急時の対応が特に必要である。

**早期発見** 利用者の訴えや変化に敏感に対応するよう心がけ、消化器症状等の似かよった症状が多く見られる場合は、集団食中毒を疑い、医務担当者並びに委託業者に至急報告する。

**利用者への対応** 症状のある利用者については、速やかに医療機関を受診する。診断結果が食中毒と診断されれば、至急施設長に報告する。

**診断結果にて食中毒と診断された場合**

速やかに関係機関（県央保健所）に通報する。

探知の日時、発生日時、給食献立内容、主要症状、検食保存食の確保状況等調理場を立ち入り禁止とする。

汚染されたと思われる器物への接触禁止と保存を行う。

**保健所の調査** 全面的に協力し、立ち入りの際は、栄養士を担当者と定めて、対応する。

県央保健所からの指示に基づく資料提出する。

**発生後の届け出** 探知年月日、発生日時、発生患者名（性別、生年月日、病名、発病年月日、初診年月日、診断方法、診断した医師名）の届け出。

年月日、初診年月日、診断方法、診断した医師名）の届け出。

**消 毒** 県央保健所の指示に従う。

**代替給食** 県央保健所の指示により、仕出し等により対応する（JA 邑智ほか）

**関係機関への連絡** 関係市町村、島根県障害者福祉課、町役場へ状況報告。

場合によっては、応援を要請する。

各家族への連絡、会を招集し、協力を求める。

報道機関の対応は、原則として施設長とする（複数で対応しない）。

園内に対策委員会の設置。

理事会の招集。

**保健所へ提出する書類** 検便対象者の利用者、職員名簿、施設平面図、患者の発生状況

患者の行動状況（外出等）、

患者以外の異常者の把握

**調理場使用** 県央保健所の指示に従う。

食中毒の特徴

細菌名	汚染されやすい食品	症状	潜伏期間
サルモネラ菌	人や動物に広く分布している	下痢、発熱、腹痛、頭痛、嘔気、嘔吐	8～48 時間
大腸菌	家畜、健康な人や自然に広く分布している。加熱不十分な食肉	腹痛、下痢、発熱、倦怠感、嘔吐	24 時間以内 O157 では 4～8 日
カンピロバクター	牛塔の町に住む細菌焼肉、肉の生焼け、サラダ	腹痛、下痢、発熱、めまい、筋肉痛、嘔吐	1～7 日
ブドウ球菌	人や動物の化膿巣等に分布 手指を介して食べ物が汚染	嘔気、激しい嘔吐、下痢、腹痛(24 時間以内で回復)	30 分～8 時間

## 感染症（伝染病）が発生した際の緊急対応

### 結核の場合

**確認** 初期症状が風邪と診断されやすいが、咳・息切れ・発熱・体重減少が続けば結核を疑い医療機関で精密検査を受ける。

**対応** 結核と診断された場合は、速やかに県央保健所に報告し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先とする。

**利用者への対応** 全て県央保健所の指示に従う

**県央保健所への協力** 利用者・職員の検査には積極的に協力する。

**その他** 食中毒対応に準ずる。

**対策委員会設置** 園内に施設長を委員長とする対策委員会を設置する。

### ※事例

H16年11月16日 Hさん塗抹検査陽性にて

#### 園内での対応として

結核を疑われた場合 できれば個室対応とする  
居室の清掃は窓を開け風を通す  
本人はマスクを使用する  
病院と相談できれば入院による隔離をする

## 長時間の停電・断水等の場合の緊急対応

**課題** 台風等により8時間以上にわたり停電すると、生活のあらゆる面に支障が生じ、機能が麻痺する。

職員の非常招集 夜間・休日の場合、必要に応じて職員を招集する

用水の確保 (調理・飲用水・トイレ・洗面所)

照明の確保 (調理場・居住棟)

給食メニューの変更

## 負傷した場合の緊急対応

別紙（緊急時医療対応マニュアル）を参照